

- 三箇月をこえない期間滞在する意図をもつて日本国に入国することを希望するものは、査証を取得することなく、日本国に入国することができる。
- (3) カナダ政府は、(1)の規定に基づいて査証なしにカナダに入国した日本国民であつて、滞在期間を三箇月をこえて延長することを希望するものの滞在期間の延長を許可することができる。
- (4) 日本国政府は、(2)の規定に基づいて査証なしに日本国に入国したカナダ市民であつて、滞在期間を三箇月をこえて延長することを希望するものの滞在期間の延長を許可することができる。
- (5) この査証の要件の免除は、有効な日本国旅券を所持する日本国民であつて、就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業を